

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和6年11月28日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 太 田 眞 奈 美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和6年10月2日から令和6年10月29日まで

3 監査の対象部課等

教育委員会 教育施設給食課、健康福祉部 健康づくり課、環境経済部 農政課

4 監査の対象

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - ・公有財産が適切に管理されているか。
 - ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - ・組織や運営の合理化が図られているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査結果

【教育委員会 教育施設給食課】

- (1) 旅費の不払いが多数あり、留意事項とした。
- (2) 学校給食センターの開所に間に合わせるため、担当課で直接購入ができるよう、意図的に3万円未満に分割し、発注したものが散見され、留意事項とした。
- (3) 令和5年度に学校給食センター開場のため購入した備品や、管理換を受けたすべ

ての備品について、備品出納簿と物品管理票が作成されていなかったため留意事項とした。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【健康福祉部 健康づくり課】

旅費の不払いがあり、留意事項とした。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【環境経済部 農政課】

寒川町が定める「特定農地貸付法による市民農園開設要綱」は、平成30年3月1日に施行されているが、寒川町庁議規程に定められている全庁会議に付議しておらず、また、寒川町事務決裁規程に基づく町長の決裁も受けずに施行されていたため留意事項とした。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 意見

【教育委員会 教育施設給食課】

(1) 学校給食センター運営体制について

学校給食センターは、栄養士、調理員、事務職をはじめ外部人材である学校給食コーディネーター、さらには衛生管理について万全を期するため衛生管理等アドバイザー業務委託を行い運営されている。

今後は、こうした外部人材の活用や業務委託の効果を検証しつつ、各々がしっかりと連携し、児童・生徒の健康の保持増進や、給食の安全管理に努めるとともに、食育等の推進に取り組んでいただきたい。

【健康福祉部 健康づくり課】

(1) 健康管理センターについて

町民の健康を守り、健康増進を図るため、地域保健活動の拠点として設置された健康管理センターは、建設後40年以上が経過し、老朽化が進んでいる。令和7年度の整備完了を目指し、着実に取り組みを進めていただきたい。

(2) 特定健康診査及び高齢者健康診査の受診率向上について

来年(2025年)は、団塊の世代が後期高齢者となり、超高齢社会を迎えることで、社会保障費の増大など深刻な影響が予想されている。今後も、生活習慣病の未然防止等のため、特性健康診査や高齢者健康診査の受診率向上を目指し、効果的な取り組みを推進されたい。

【環境経済部 農政課】

(1) 補助金等について

町では、農業振興のため様々な補助金等を交付しているが、補助金等が町民からの税金その他の貴重な財源でまかなわれていることに留意し、その効果を不断に検証し、執行されたい。